	国人 目 報 ノ チ イ ル 海	
個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課課税第1班	
事務をつかさどる組織の名称	10公2万 FP 17に3方 F木 F木 17に オフ エ - ヴ.L.	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課に関する事務を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 車両情	
	報	
記録範囲	周防大島町内に主たる定置場のある軽自動車等を	
	所有又は使用する者	
記録情報の収集方法	本人から提出された軽自動車税申告書、運輸支局、	
	軽自動車検査協会からの軽自動車税申告書、地方公共	
	団体情報システム機構からの検査情報取込	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含む	
その旨	ロゼ	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地) 〒742-2192	
	山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号	
	(電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイ	
	政令第21条第7項に該当 ル)	
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	II. adv. V	
集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受		
ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨	-	
備考	_	
TT		

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	個人住民税システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課課税第1班	
事務をつかさどる組織の名称	1 PC 477 H P 17L 477 H A H A T P L P L P L P L P L P L P L P L P L P	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課に関する事務を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 所得·控除	
	情報 6. 本人·扶養関連 7. 軽減·減免情報 8. 期割・	
	発付情報 9. 期割充当情報	服 10. 事業所名称 11. 所
	在地 12. 電話番号 13.	月別税額 14. 特徴合計額
	15. 事業所内個人一覧	
記録範囲	各年の1月1日現在に周防大島町に住所のある者、地	
	方税法第294条第3項の規定	定により個人住民税を賦課
	する者並びにその被扶養者	、特別徴収義務者
記録情報の収集方法	本人等からの町県民税申告書、確定申告書、事業所か	
	らの給与支払報告書、公的年金支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含む	
その旨		
記録情報の経常的提供先	国税庁、税務署、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地) 〒742-2192	
	山口県大島郡周防力	大島町大字小松 126-2
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	非該当	
集をする個人情報ファイルである旨	71 BY -1	
行政機関等匿名加工情報の提案を受	_	
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨		
備考		

	回人情報ファイル海   同日(株式の)がよっこう	
個人情報ファイルの名称	国民健康保険税システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課課税第1班	
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課に関する事務を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 被保険者	
	証番号 6. 国保番号 7. 決定年月日 8. 賦課区分	
	9. 総所得金額等	
記録範囲	国民健康保険の被保険者として資格を有したことの	
	ある者及びその世帯主	
記録情報の収集方法	国保資格台帳、個人住民税システムからの所得情報、	
	市区町村への所得照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含む	
その旨	D C	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地) 〒742-2192	
	山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号	
	(電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイ	
	政令第21条第7項に該当 ル)	
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募		
集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受		
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨	_	
備考	_	
<u> </u>		

<u> </u>		
個人情報ファイルの名称	申告支援システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	<b>公</b> 致如税致细细税 <b>等</b> 1 III	
事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税第1班	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課に関する事務を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月	日 4. 性別 5. 年齢
	6. 所得·控除情報 7. 扶養情報 8. 勤務先情報 9. 電	
	話番号 10. 利用者識別番号 11. 障害情報	
記録範囲	各年の1月1日現在に周防大島町に住所のある者、地	
	方税法第294条第3項の規	定により個人住民税を賦課
	する者並びにその被扶養者	
記録情報の収集方法	本人等からの町県民税申告	書、確定申告書、事業所か
	らの給与支払報告書、公的	年金支払報告書
要配慮個人情報が含まれるときは、	含む	
その旨	[ 검 <sup>4</sup>	
記録情報の経常的提供先	国税庁、税務署、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地) 〒742-2192	
	山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	   非該当	
集をする個人情報ファイルである旨	<u>扑</u> 談	
行政機関等匿名加工情報の提案を受		
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨	_	
備考	_	

四八旧取ノノイル傳		
個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課課税第2班	
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課に関する	事務を行うため
記録項目	1. 識別符号 2. 氏名 3. 性	別 4. 生年月日 5. 住所
記録範囲	町内の固定資産の所有者、納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内及び他の実施機関、他の官公庁から	
	の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、		
その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、登記所	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地)〒742-2192	
	山口県大島郡周防	大島町大字小松126-2
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	□有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	∃E≅₺¥¢	
集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受		
ける組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨		
備考	_	

個人情報ファイルの名称	口座振替依頼書綴り	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課徴収対策班	
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	町税等の口座振替による徴収を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 連絡先	4. 印影 5. 取引銀行
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含まない	
その旨		
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部	政策企画課
び所在地	(所在地)〒742-2192	
	山口県大島郡周	防大島町大字小松126-2
訂正及び利用停止に関する他の法令	_	
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	   非該当	
集をする個人情報ファイルである旨	71 67	
行政機関等匿名加工情報の提案を受	_	
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
では、		
記録情報に条例要配慮個人情報が含	_	
まれているときはその旨		
備考	_	

個人情報ファイルの名称	四八月取ノノイル傳	
実施機関の名称	収納システム	
	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課徴収対策班	
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	町税等の収納状況・過誤納並びに口座の情報管理を行	
	うため	
記録項目	1. 識別番号 2. 氏名 3. 性	
	6. 取引銀行 7. 課税・納税	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	実施機関内からの提供、本	人申請
要配慮個人情報が含まれるときは、	含まない	
その旨		
記録情報の経常的提供先	実施機関内部、他の実施機	
	公庁(県、市町村、税務署等)	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地)〒742-2192	
	山口県大島郡周防大島町大字小松126-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令	_	
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	政令第21条第7項に該当	ル)
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	非該当	
集をする個人情報ファイルである旨	7, 6, -	
行政機関等匿名加工情報の提案を受	_	
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	_	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	_	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含		
まれているときはその旨		
備考	_	

	四八旧取ノノイル(伊 	
個人情報ファイルの名称	滞納システム	
実施機関の名称	周防大島町長	
個人情報ファイルが利用に供される	総務部税務課徴収対策班	
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的	滞納整理を行うため	
記録項目	1. 識別番号 2. 氏名 3. 性別 4. 生年月日・年齢	
	5. 住所 6. 職業・職歴 7. 財産 8. 収入 9. その他	
記録範囲	滞納者	
記録情報の収集方法	実施機関内、他の実施機関(教育委員会等)、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、	含まない	
その旨		
記録情報の経常的提供先	実施機関内部、他の実施機関(教育委員会)、他の官公	
	庁(県、市町村、税務署等)	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)周防大島町総務部政策企画課	
び所在地	(所在地)〒742-2192	
	山口県大島郡周防大島町大字小松126-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令		
の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号	
	(電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイ	
	政令第21条第7項に該当 ル)	
	するファイル	
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	非該当	
集をする個人情報ファイルである旨	71 81-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受	_	
ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案を受ける組織の名称及	-	
び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報		
に関する提案をすることができる期	-	
間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含	_	
まれているときはその旨		
備 考	I <u> </u>	